

令和 6 年 6 月 日

(名称) 木更津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 4」を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年度 第1回 開催日：令和6年6月27日（木） 議 題：令和7年度地域間完成系統確保維持計画について
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
(1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者 (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者 (5) 鉄道事業者 (6) 学識経験者 (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 (9) 木更津警察署長又はその指名する者 (10) 木更津市長又はその指名する者 (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (12) 道路管理者又はその指名する者 (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。） (14) そのほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県木更津市富士見1-2-1

（所 属）木更津市企画部地域政策室

（氏 名）深野 敦嗣

（電 話）0438-23-7426

（e-mail）chiiki@city.kisarazu.lg.jp

令和7年度木更津市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	日東交通株式会社	馬来田線	木更津駅東口・東横田（清見台東）	・横田、清川、祇園、清見台沿線地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・東邦病院への通院に必要。 ・袖ヶ浦市平川地区から、木更津市への通院、通学、買い物等の移動手段として必要である。	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市
	日東交通株式会社	三島線	木更津駅西口・中島（八重原）	・小糸・八重原・木更津・波岡地区等から君津中央病院への通院、及び木更津駅までの通勤・通学のアクセスとして必要。	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市

日東交通株式会社	姉ヶ崎線	姉ヶ崎駅・茅野（平岡小前）	・馬来田・上泉・椎の木台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・袖ヶ浦市平川地区から、市原市姉崎地区への通院、通学、買い物等の移動手段として必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学として必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
					JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
					路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市
					エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
					路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、市原市
日東交通株式会社	姉ヶ崎線	姉ヶ崎駅・茅野（桜台団地）	・馬来田・上泉・桜台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・袖ヶ浦市平川地区から、市原市姉崎地区への通院、通学、買い物等の移動手段として必要である。 ・都立しいの木特別支援学校への通学のアクセスとして必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
					JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
					路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市
					エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
					路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、市原市
日東交通	君津市内循環	八重原 A3 棟前・君津駅北口	・日本製鉄東日本製鉄所君津地区及び関	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通

	株式会社	環線	(君津製鐵所)	連企業の通勤として必要。		JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
				・八重原・大和田・畑沢・陽光台地区の君津駅までのアクセスとして必要。		路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
				・君津特別支援学校への通学として必要。		エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市
	日東交通株式会社	畑沢線	木更津駅西口・君津駅南口（東畑沢）	・陽光台・畑沢地区、君津駅等から君津中央病院への通院として必要。	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
				・陽光台・畑沢地区から木更津駅・君津駅までの通勤等のアクセスとして必要。		JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
				・木更津高校への通学として必要。		路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市
	日東交通株式会社	高倉アカデミア線	木更津駅東口・かずさ小糸南（かずさパーク）	・かずさアカデミアパーク進出企業の通勤として必要。	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
				・矢那・太田地区等の通勤・通学及び木更津駅へのアクセスとして必要。		JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市

						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市
	日東交通株式会社	富津線	木更津駅西口・富津公園（青堀駅）	・富津沿線地区から青堀駅までのアクセスとして必要。 ・人見・大和田地区から青堀駅、木更津駅までのアクセスとして必要。 ・桜井地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・日本製鉄東日本製鉄所君津地区とその関連企業及びソニー木更津等への通勤として必要。 ・桜井地区学童の木更津第二小学校への通学に必要。	令和6年度と比較して、収支率1 %以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市、富津市
						エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市、富津市
	日東交通株式会社	木更津鴨川線	亀田病院・イオンモール木更津（鴨川駅・かずさパーク）	・沿線住民の亀田病院等医療機関への通院、通勤手段として必要。 ・沿線の職場（かずさアカデミアパーク内企業等）への通勤や木更津駅、鴨川駅への利用として必要。	令和6年度と比較して、収支率1 %以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市、鴨川市
						エコ通勤の推進	令和6年10月以降実施	木更津市

			・沿線の各学校への通学として必要。 ・大型ショッピングモールへの通勤、買い物利用として必要。		路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市、鴨川市
--	--	--	---	--	--	-------------	--------------

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
木更津市	日東交通株式会社	(1) 馬来田線	1,877.5	
	日東交通株式会社	(2) 三島線	2,182.5	
	日東交通株式会社	(3) 姉ヶ崎線	2,408.0	
	日東交通株式会社	(4) 姉ヶ崎線	1,941.0	
	日東交通株式会社	(5) 君津市内循環線	4,494.0	
	日東交通株式会社	(6) 畑沢線	2,483.0	
	日東交通株式会社	(7) 高倉アカデミア線	4,078.5	
	日東交通株式会社	(8) 富津線	5,005.0	
	日東交通株式会社	(9) 木更津鴨川線	9,154.0	
合 計			33,623.5	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	日東交通株式会社
------	----------

7年度

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業									
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益		千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ		km					経常収支率		%
乗合バス事業									
基準期間の前年度の損益状況	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ')		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ')		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益		千円
基準期間の前年度の実車走行キロ		km					経常収支率		%
乗合バス事業									
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ'')		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ'')		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益		千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ		km					経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ($\text{a} + \text{b} + \text{c}$) / 3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ = ト
千葉	304.円35銭	472.円71銭	304.円35銭	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運 行回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事 業を実施する区域におけるキロ程と の比率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路 線と の競 合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同 一補助ブ ロック都道 府県外乗 入部分及 び他路線 との競合 部分以外 のキロ程 の比率 (チー(リ ＋ヌ＋ ル))÷チ
				起 点	主な 経由地	終 点					チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ							
千葉	第1号		馬来 田	木更 津駅 東口	清見台東	東横 田	365日	3,818回 (10.4)	1.9	19.7人	往12.5Km 復12.5Km	12.5Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第2号		三島	木更 津駅 西口	八重原	中島	359日	2,634回 (7.2)	2.3	16.5人	往14.5Km 復14.5Km	14.5Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第3号		姉ヶ 崎	姉ヶ 崎駅	平岡小前	茅野	365日	2,357回 (6.4)	3.7	23.6人	往14.7Km 復14.7Km	14.7Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第4号		姉ヶ 崎	姉ヶ 崎駅	桜台団地	茅野	365日	1,580回 (4.3)	3.8	16.3人	往16.7Km 復16.7Km	16.7Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第5号		君津 市内 循環	八重 原 A3 棟	君津製鉄 所 君津健康 センター	君津 駅北口	365日	3,276回 (8.9)	3.2	28.4人	往20.8Km 復20.8Km	20.8Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第6号		畑沢	木更 津駅 西口	東畑沢 陽光台	君津 駅南口	359日	3,235回 (8.8)	2.3	20.2人	往12.3Km 復12.3Km	12.3Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第7号		高倉 アカ デミ ア	木更 津駅 東口	かずさ アーケ	かず さ 小糸 南	243日	3,281回 (8.9)	3.1	27.5人	往16.2Km 復16.2Km	16.2Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第8号		富津	木更 津駅 西口	青堀駅	富津 公園	365日	4,730回 (12.9)	4.1	52.8人	往15.3Km 復15.0Km	15.2Km	往.Km (平均) 復.Km	0.0%	往.Km (平均) 復.Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	往.Km (平均) .Km	0.0%	100.000%				
	第9号		木更 津 鴨川	亀田 病院	かずさア ー	イオン モール 木更 津	365日	1,825回 (5.)	3.5	17.5人	往61.0Km 復61.1Km	61.Km	往.Km 復.Km	0.0%	往.Km 復.Km	往.Km .Km	往.Km .Km	往.Km .Km	0.0%	100.000%				
合計			系統								76.2Km	.Km			.Km	.Km	.Km							

補助 ブ ロッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブ ロック外 乗入部分 及び同一 補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 以外のキ ロ程の比	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額、カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益							補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額、ヨ	補助対象経 常 費用から経常 収益を控除し た額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうち いずれか少ない ほうの額 ソ			
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ”	実車走 行 キロ マ”	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ”÷マ” ＝d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対 象系統 の実車 走行キ ロ当たり 経常収 益	経常収益 ヤ					実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ÷マ＝f	
千葉	第1号		100%	95,055.7 km	28,930,202円	104.円86銭				9,471,876円	95,055.7km	99.円64銭	10,464,277円	95,055.7km	110.円08銭	9,967,540 円	18,962,662 円	13,018,590 円	13,018,590 円
	第2号		100%	76,491.3 km	23,280,127円	144.円11銭	12,334,455円	77,130.2km	159.円91銭	10,208,877円	77,130.2km	132.円35銭	10,805,405円	77,130.2km	140.円09銭	11,023,161 円	12,256,966 円	10,476,057 円	10,476,057 円
	第3号		100%	69,469.6 km	21,143,072円	193.円42銭	12,423,989円	69,734.9km	178.円16銭	14,036,246円	69,734.9km	201.円28銭	14,005,445円	69,734.9km	200.円83銭	13,436,810 円	7,706,262 円	9,514,382 円	7,706,262 円
	第4号		100%	52,645.6 km	16,022,688円	198.円64銭	11,464,078円	62,741.5km	182.円71銭	12,983,137円	62,741.5km	206.円93銭	12,942,809円	62,741.5km	206.円28銭	10,457,521 円	5,565,167 円	7,210,209 円	5,565,167 円
	第5号		100%	136,478.1 km	41,537,109円	187.円12銭	29,847,848円	152,059.km	196.円29銭	27,641,791円	152,059.km	181.円78銭	27,871,247円	152,059.km	183.円29銭	25,537,782 円	15,999,327 円	18,691,699 円	15,999,327 円
	第6号		100%	79,775.1 km	24,279,551円	150.円49銭	14,737,554円	89,367.8km	164.円90銭	12,882,970円	89,367.8km	144.円15銭	12,728,367円	89,367.8km	142.円42銭	12,005,354 円	12,274,197 円	10,925,797 円	10,925,797 円
	第7号		100%	106,025.7 km	32,268,921円	159.円20銭				15,369,120円	105,896.4km	145.円13銭	18,437,467円	106,397.4km	173.円28銭	16,879,291 円	15,389,630 円	14,521,014 円	14,521,014 円
	第8号		100%	143,338.7 km	43,625,133円	214.円26銭	37,126,236円	176,525.4km	210.円31銭	37,292,961円	176,912.7km	210.円79銭	39,135,706円	176,525.4km	221.円70銭	30,711,749 円	12,913,384 円	19,631,309 円	12,913,384 円
	第9号		100%	222,796.0 km	67,807,962円	123.円19銭	28,562,680円	222,796.km	128.円20銭	27,940,770円	222,307.6km	125.円68銭	25,723,617円	222,307.6km	115.円71銭	27,446,239 円	40,361,723 円	30,513,582 円	30,513,582 円
合計				982,075.8 km	298,894,765円		146,496,840円	850,354.8km		167,827,748円	1,051,205.8km		172,114,340円	1,051,319.5km		157,465,447 円	141,429,318 円	134,502,639 円	121,639,180 円

補助 ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県 外乗入部分及び他 路線との競合部分 以外に係るもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補 助ブロック都道 府県外乗入部 分以外に係るも の	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし連 行回数／① 計画運行回 数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千 葉	第1号		13,018,590 円	13,018,590 円	3,755,362 円	3,755 円	1,877.5 千円	18,962,662 円	17,085,162 円	1,877,500 円	10.98 %	15,207,662 円	89.0 %	円	%	0 円	0 %	
	第2号		10,476,057 円	10,476,057 円	4365023 円	4,365 円	2,182.5 千円	12,256,966 円	10,074,466 円	2,182,500 円	21.66 %	7,891,966 円	78.3 %	円	%	0 円	0 %	
	第3号		7,706,262 円	7,706,262 円	4816413 円	4,816 円	2,408.0 千円	7,706,262 円	5,298,262 円	2,408,000 円	45.44 %	0 円	0.0 %	円	%	2,890,262 円	54.5 %	
	第4号		5,565,167 円	5,565,167 円	3882674 円	3,882 円	1,941.0 千円	5,565,167 円	3,624,167 円	1,941,000 円	53.55 %	0 円	0.0 %	円	%	1,683,167 円	46.4 %	
	第5号		15,999,327 円	15,999,327 円	8988385 円	8,988 円	4,494.0 千円	15,999,327 円	11,505,327 円	4,494,000 円	39.06 %	7,011,327 円	60.9 %	円	%	0 円	0 %	
	第6号		10,925,797 円	10,925,797 円	4966271 円	4,966 円	2,483.0 千円	12,274,197 円	9,791,197 円	2,483,000 円	25.35 %	7,308,197 円	74.6 %	円	%	0 円	0 %	
	第7号		14,521,014 円	14,521,014 円	8157873 円	8,157 円	4,078.5 千円	15,389,630 円	11,311,130 円	4,078,500 円	36.05 %	7,232,630 円	63.9 %	円	%	0 円	0 %	
	第8号		12,913,384 円	12,913,384 円	10010375 円	10,010 円	5,005.0 千円	12,913,384 円	7,908,384 円	5,005,000 円	63.28 %	0 円	0.0 %	円	%	2,903,384 円	36.7 %	
	第9号		30,513,582 円	30,513,582 円	18308149 円	18,308 円	9,154.0 千円	40,361,723 円	31,207,723 円	9,154,000 円	29.33 %	9,848,141 円	31.5 %	円	%	12,205,582 円	39.1 %	
合 計			121,639,180 円	121,639,180 円	67,250,525 円	67,247 千円	33,623 千円	141,429,318 円	107,805,818 円	33,623,000 円	31.18 %	54,499,923円	50.5 %	円	%	19,682,895 円	18.2 %	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。

(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表４ 別表１の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
千葉県	君津郡市	君津市	京葉工業地帯の一翼を担う鉄鋼業を中心とする工場が立地し、産業都市として発展している。また、内房線快速の発着駅である君津駅を中心に市街地が形成されている。 医療機関（総合病院等）：玄々堂君津病院ほか 公共施設（学校等）：上総高等学校ほか 商業施設：イオンタウンほか

日東交通(株) 君津市内循環線

中央門前（利用者数片道約19人/日）

君津製鐵所（利用者数片道約30人/日）

君津特別支援学校

新日本製鉄寮

君津市役所

スーパー富分

日東交通(株) 高倉アカデミア線

木更津自動車教習所

高倉観音

クルックフィールズ入口

パーク内全体（利用者数片道約31人/日）

新設校
新設停場所

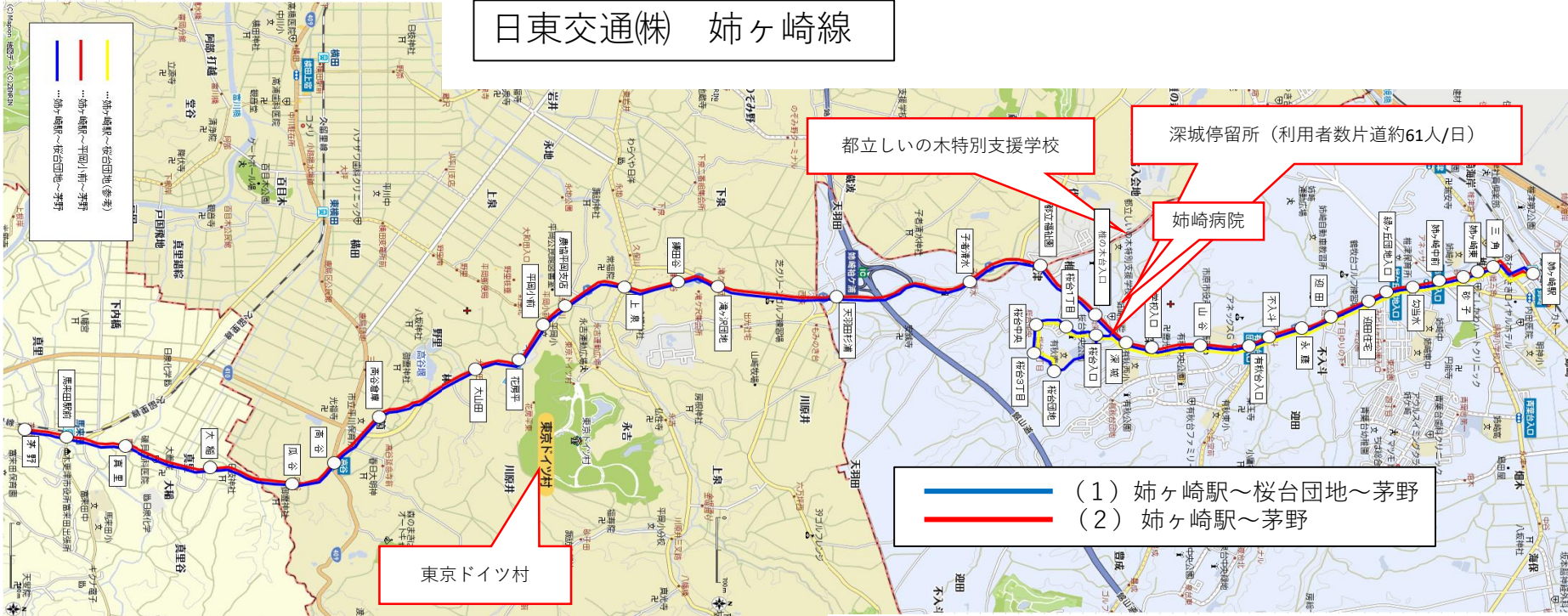
日東交通(株) 三島線

君津特別支援学校（利用者数片道約7人/日）

君津中央病院（利用者数片道約50人/日）

ジョイフル本田

日東交通(株) 姉ヶ崎線



日東交通(株) 馬來田線





日東交通(株) 富津線



日東交通(株) 木更津鴨川線

